

## 令和4年小樽市議会第2回臨時会

### 市長提案説明

令和4年第2回臨時会の開会に当たり、ただ今上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号の一般会計補正予算について説明申し上げます。

本議案につきましては、国の『コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」』に基づき、食費等の物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯へ向けた生活の支援として、対象児童一人当たり5万円を給付する「子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費」を計上いたしました。

また、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種率の向上や、4回目接種の体制整備を遅滞なく進めるための「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費」及び「新型コロナウイルスワクチン接種事業費」をそれぞれ増額いたしました。

これらに対する財源といたしましては、国庫支出金を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、歳入歳出ともに6億1,953万9,000円の増となり、財政規模は587億7,149万8,000円となりました。

続きまして、議案第2号から議案第5号までについて説明申し上げます。

議案第2号 特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案につきましては、特別職の期末手当について、国家公務員の期末手当の支給割合の引下げ等に準じた改定を行うとともに、この改定にかかわらず、引き続きその支給割合を独自削減し、据え置くこととするものであります。

議案第3号 職員給与条例及び病院事業管理者の給与及び旅費に関する条

例の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員の給与改定を踏まえ、職員及び病院事業管理者の期末手当の支給割合を引き下げるものであります。

議案第4号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、会計年度任用職員の待遇改善を図る目的で、その期末手当の支給割合を正規職員と同様の支給割合に改定するものであります。

議案第5号 損害賠償額の決定につきましては、令和3年11月2日に発生した於古発川河川敷地での倒木による屋根の損傷に係る損害賠償について、その賠償額を決定するものであります。

次に、専決処分報告についてであります。報告第1号につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、令和4年度に限り商業地等に係る固定資産税及び都市計画税の上昇幅を2.5%とする負担調整措置の改正、わがまち特例の見直しなど令和4年度税制改正に伴う改正を行うため、市税条例の一部を改正する条例を令和4年3月31日に専決処分したものであります。

報告第2号につきましては、令和2年3月11日に発生した財政部所管の公用車による自動車事故に係る損害賠償について、令和4年4月26日に専決処分したものであります。

以上、概括的に御説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決、御承認賜りますようお願い申し上げます。